

第2回個別対話議事録

| No. | 資料名   | 該当箇所         |               |    |   | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 回答                                                                                                                             |
|-----|-------|--------------|---------------|----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       | 項目番号         | 項目名           | 頁  | 行 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                |
| 1   | 入札説明書 | 2(1)オ(エ)a①   | 統括運営業務        | 10 | 5 | 事業開始前・事業開始後の発生タイミングを問わず、SPCの設立・開業に係る費用も統括運営業務の一部として各サービス購入料に含めることが可能との認識でよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                | ご理解のとおりです。                                                                                                                     |
| 2   | 入札説明書 | 2(1)オ(エ)b② i | 上下水道一本化の取り組み  | 13 | 8 | 「県では、持続可能な上下水道サービスの提供のため、上下水道が広域で連携する上下水道一本化の取組を推進しており」とございますが、県にて想定している上下水道一本化推進を対象としている施設、上下水道一本化の導入時期、発注形態等、上下水道一本化に向けた流れやイメージ等についてご教示願います。                                                                                                                                                                                                     | 現在は、西三河地域で「矢作川上下水道広域連携協議会準備会」を設置し、検討を進めており、東三河などその他の地域においても、順次展開される見込みですが、現時点で上下水道一本化に向けた具体的な流れやイメージなどについて、具体的にお示しできる段階にありません。 |
| 3   | 入札説明書 | 2(1)カ(ウ)     | 水素技術活用に係る費用   | 16 | 5 | 入札説明書P16の「実施に当たっては、実施内容、費用負担等について県と協議の上、合意した条件に従って実施」とありますが、再整備業務においては、水素技術活用に係る設備に関する工事が無いものとして積算すれば宜しいでしょうか？例えば、水素技術活用に係る設備を設置する範囲を全面舗装として計画するなど、水素技術活用が実施されないケースを想定して再整備対象施設の外構計画等を計画することでよろしいでしょうか。                                                                                                                                            | 再整備業務における費用については水素技術に係る設備に関する工事が無いもの（例示いただいたケースのとおり、全面舗装するなど）としてご提案ください。                                                       |
| 4   | 入札説明書 | 2(1)カ(ウ)     | 水素技術活用に係る費用   | 16 | 5 | 入札説明書P16の「実施に当たっては、実施内容、費用負担等について県と協議の上、合意した条件に従って実施」とありますが、この協議はどの段階で実施されるのでしょうか。また、実施する場合は、実施内容及び費用負担等は、どのタイミングで決定されるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                     | 協議は提案内容の実施時期に応じて実施することを想定しています。実施内容、費用負担については、手戻りが生じない時期までに実施内容を決定する想定です。                                                      |
| 5   | 入札説明書 | 2(1)キ(ア)     | 予定価格及び利用料金の上限 | 17 | 6 | 「水素技術活用に係る費用」について、サービス購入料Aと合算した場合、予定価格の36,986,924,000円を超えない範囲であれば、貴県にご負担いただく金額には上限が設けられないという認識で間違いございませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                     | 県が負担する金額の上限額については、特定事業契約締結後に締結する合意書によります。合意書における県負担額は事業者が提案する範疇となります。                                                          |
| 6   | 入札説明書 | 2(1)キ(ア)     | 予定価格及び利用料金の上限 | 17 | 6 | 利用料金の上限を計算するときに、動力費については過去の動力費の平均をデフレーターで換算したと理解しています。差し支えない範囲で、いつからいつの動力費の平均をどのデフレーターで換算したかご教示ください。一方、内閣府連絡の「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」によると、予定価格の算出はできるだけ公告日に近づけるべきと記載されています。昨今の電気代高騰を予定価格に確実に反映するため、利用料金の上限を算出するときの動力費については、デフレーターを用いず、2024年12月から後方12ヶ月の平均を採用していただくことは可能でしょうか。デフレーターによる換算では、そのデフレーターが本当に実勢を反映しているか、を懸念いたします。 | 回答を控えさせていただきます。                                                                                                                |
| 7   | 入札説明書 | 2(1)キ(ア)     | 予定価格及び利用料金の上限 | 17 | 6 | 利用料金の上限額を検討される際には、豊橋浄水場運転管理業務委託及び豊橋南部浄水場運転管理業務委託の費用を含めて検討されていますでしょうか？<br>参考資料集No.8財務調査に関する報告書(P37 対象事業の損益(試算))や、参考資料集No.18・No.31(予算執行状況票)には、費用として含まれていないため確認させてください。                                                                                                                                                                               | 利用料金の上限額は、豊橋浄水場運転管理業務委託及び豊橋南部浄水場運転管理業務委託の費用を含めて計算しています。                                                                        |

| No. | 資料名   | 該当箇所      |                      |    |    | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                       |
|-----|-------|-----------|----------------------|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       | 項目番号      | 項目名                  | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 8   | 入札説明書 | 2(1)シ(ア)  | 更新の取扱                | 19 | 11 | 新施設の更新に係る費用について、更新完了後の引き渡しの都度お支払いいただくよう改めて要望いたします。<br>事業者の資金計画の安定化を図り、資金調達コストを軽減できることで、適時適切な更新計画の策定や更新工事の実施が可能になると考えます。<br>また、事業継続性の観点からも、更新完了後の引渡しの都度お支払いいただく方が、長期間に亘る本事業を事業者が息長く事業終了まで安定的に運営していくことに繋がると考えます。                                                                                                           | 事業者の懸念点は理解しますが、更新費用の資金調達を含めて事業者の業務範囲と考えています。                                                                                                                             |
| 9   | 入札説明書 | 2(1)シ(ア)  | 更新の取扱                | 19 | 15 | 第1回個別対話でお伺いした次の内容について、ご検討状況をお聞かせください。<br>【第1回個別対話No.8】<br>更新対象残存価値上限額が適切ではなくなったと貴県が判断する要因として物価水準の上昇を含まないとのことですが、その意図をご教示願います。<br>特に、提案時点から10年以上経過した後には新施設の更新をすることから、物価水準が上昇し、提案時点の残存価値上限額では十分な対価として支払われず、新施設の更新が充分にできないリスクが懸念されます。したがって、物価水準の上昇も更新対象残存価値上限額の変更要因としていただくようお願いいたします。                                       | 利用料金を物価変動によって改定する場合、更新対象残存価値上限額のうち、事業提案書における更新計画で改定の翌年度以降に予定されていた更新に係る部分について、改定時における入札説明書に定める物価指標⑤の上昇率を乗じるにより改定を行います。入札説明書別紙4を修正します。<br>次回対話の暫定回答において、県より文章案を提示して、協議します。 |
| 10  | 入札説明書 | 3(4)ウ(イ)b | 応募者の構成               | 29 | 5  | 運転管理にあたる企業に実績要件が求められているのは、運営期間のみという理解で宜しいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                               |
| 11  | 入札説明書 | 3(4)ウ(イ)b | 応募者の参加要件             | 29 | 5  | 実績要件として、2004年4月1日から参加表明書を提出する前日までの実績が求められていますが、参加表明書提出以降の実績であっても、事業開始後のある時点で同等の実績を有しており、貴県が運転管理業務の実施にあたり安定性に支障がないと認める場合は、運転管理業務にあたる企業を変更することは可能でしょうか？                                                                                                                                                                    | 公募条件であるため、変更することはできません。                                                                                                                                                  |
| 12  | 入札説明書 | 別紙3 2(1)  | サービス購入料A             | 49 | 24 | サービス購入料Aの支払について、前払金の支払いは予定せず、原案の通りとしましたが、『愛知県公共工事請負契約約款（土木工事用）』に準じた前払金及び中間前払金の支払いを改めて要望いたします。<br>事業者及び業務委託請負先による資金の立て替えが必要となり、建中金利や立替金利といったコストが多額になることから、サービス購入料Aの上昇に繋がります。<br>また、金利負担が軽減されることにより、その分の費用を再整備業務に振り分けることも可能となり、より良い提案に繋がると考えます。                                                                            | 原案のとおりとします。                                                                                                                                                              |
| 13  | 入札説明書 | 別紙3 3(2)  | 物価変動によるサービス購入料B～Dの変更 | 51 | 27 | サービス購入料B～Dの改定の指標として、「消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)/日本銀行」が示されておりますが、サービス購入料B～Dは水道施設の維持管理業務であり、支出内容の大部分は人件費が占めます。サービス購入料B～Dの改定の指標としては、技術者の人件費動向を反映し、水道施設維持管理業務委託積算要領で適用労務単価としても採用されている「建築保全業務労務単価」が適切だと思いますので、指標を見直していただけないでしょうか？「消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)/日本銀行」は、「建築保全業務労務単価」と指標の挙動が大きく異なっており、事業開始後の技術者の人件費上昇を反映できないことを懸念しております。 | 事業者の懸念点は理解しました。次回対話で協議します。                                                                                                                                               |

| No. | 資料名   | 該当箇所      |           |    |    | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                    |
|-----|-------|-----------|-----------|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       | 項目番号      | 項目名       | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                       |
| 14  | 入札説明書 | 別紙4       | 利用料金の構成項目 | 53 | 1  | 要求水準書17項「委託に関する事項」に定められているとおり、統括運営業務以外については委託が認められていると認識しております。当該条項に基づき、運転管理業務・運営業務の一部を委託する場合、事業者の収支における費用項目としては「業務委託費」として計上することを想定しておりますが、利用料金の構成項目内に委託費に該当する項目はございません。(サービス購入料も同様)費用科目として委託費は使用可能でしょうか？また使用可能な場合は物価変動に対応するための指標は何になりますでしょうか？                                                                                                                                        | 人件費、薬品費、動力費、修繕費、保守点検費、廃棄物処理費、償却費、公租公課、事業報酬のいずれかに計上しない費用は、「その他営業費用」として計上してください。物価変動による改定にあたって参照する指標は、「消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)/日本銀行」です。 |
| 15  | 入札説明書 | 別紙4 1(1)  | 利用料金の構成項目 | 53 |    | 事業報酬及び公租公課についても物価改定対象としていただけないでしょうか。インフレが継続した場合、事業報酬の実質価値が通減すること、物価変動比率が1.5%以下の間は事業報酬をバッファとして維持する必要があることから、事業報酬についても物価変動に追随する必要があるものと考えます。                                                                                                                                                                                                                                            | 県にて検討の上、変更が相当と判断した場合は、個別対話終了までに変更内容を通知します。                                                                                            |
| 16  | 入札説明書 | 別紙4 3(1)イ | 参照する指標    | 55 | 15 | 第1回個別対話において、利用料金のうち人件費の改定にあたって参照する指標としては、水道技術者の賃金を反映することが必要という考えをお示しいただきました。水道施設維持管理業務委託積算要領で適用労務単価として採用されてきた「建築保全業務労務単価」は、水道技術者の賃金を反映していますので、指標として採用いただけませんか？「産業別大分類別賃金指数(現金給与総額)(電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上)」は、「建築保全業務労務単価」の変動との乖離が大きく、水道技術者の賃金を反映しておりません。                                                                                                                                 | 事業者の懸念点は理解しますが、原案のとおりとする方針です。                                                                                                         |
| 17  | 入札説明書 | 別紙4 3(1)イ | 参照する指標    | 55 | 15 | 社会経済情勢の変化により、燃料費調整単価、市場価格調整単価、再エネ賦課金は、企業物価指数(電力・ガス・水道)/日本銀行と比較して大きく変動しております。特に各電力会社が独自で設定している燃料費調整単価と市場価格調整単価は、企業物価指数の推移と大きく異なります(企業物価指数は全数調査ではなくサンプル調査)。豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場に関して、電気料金を電力使用量で除した値(「1kWhあたり実支払額」とします。)について、2019年4月を1.0とした場合の推移を企業物価指数(電力・ガス・水道)/日本銀行と比較したところ、2022年4月から2023年3月(R4年度)において大きな乖離があり、指標として十分とは言えません。事業者としては、より適切な指標への見直し(1kWhあたり実支払額)もしくは乖離分を対象とした実勢価格での精算を要望します。 | 原案のとおりとします。そのうえで、個別具体的事象に即して、特定事業契約書(案)別紙5別添1第2条第1項(8)に則って協議することを排除するものではありません。                                                       |
| 18  | 入札説明書 | 別紙4 1(3)イ | 利用料金の改定   | 55 | 26 | 物価変動に伴う利用料金の改定にあたり参照する指標について、「修繕費」の指標については『消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)/日本銀行』が採用されています。しかし、『消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)』は企業間で取引されるサービスの価格変動の全産業総平均であり、修繕業務の内容が十分加味された指標ではないと思われます。そこで、より修繕業務の内容に近い『建設工事費デフレーター(税抜)(上・工業用水)』を指標とすることをご検討いただけないでしょうか(償却費と同じ指標です)。                                                                                                                                | 原案のとおりとします。                                                                                                                           |

| No. | 資料名   | 該当箇所        |                      |    |    | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                     |
|-----|-------|-------------|----------------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       | 項目番号        | 項目名                  | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                        |
| 19  | 入札説明書 | 別紙4 3(1)ウ   | 物価変動比率               | 56 | 14 | 物価変動による利用料金の改定において、物価変動比率の計算のうち「各物価改定対象項目が物価改定対象項目の合計額に占める割合」を当初の金額に基づき計算するとされています。特定の物価改定対象項目が大きく増減することによってその合計額にも影響を及ぼす場合、事業者の実質的な費用の増減と、物価改定比率が乖離し、適時適切に物価変動による利用料金改定が行われないおそれがあります。物価変動比率の計算式(※1)を見直すか、当該計算式によらず特定の物価改定対象項目に著しい変動が生じた場合は利用料金を改定できるようご修正ください。                                                                                                                                                            | 県にて検討の上、変更が相当と判断した場合は、個別対話終了までに変更内容を通知します。                                                                             |
| 20  | 入札説明書 | 別紙4 3(2)    | 需要変動への対応             | 56 | 31 | 入札説明書一式に関する質問回答No.246において「需要変動への対応について、「県が示す年度の水道の想定送水量と比較して、20%を超えて変動した場合、県及び事業者は必要な措置について協議を行う」とありますが、20%の設定根拠をご教示いただきたいです。」に対し、「水道用水供給事業において20%を超えて需要が変動した場合は、二部料金制により事業者のリスクを軽減しているとはいえ、経営に予期せぬ悪影響が生じるおそれがないとは限らないため、必要な措置を協議することとしております。」とご回答いただいておりますが、例えば、需要変動が20%に達していなくても、経営に予期せぬ悪影響が生じるケースも想定されます。また、工業用水道については、需要変動リスクがすべて事業者側負担となっています。つきましては、個別具体の事象に即して、特定事業契約書(案)別紙5別添1第2条第1項(8)に則って、協議の上決定するということよろしいでしょうか？ | 特定事業契約書の規定に基づく処理のみでは事業の継続性に不合理な悪影響を与える特段の事情がある場合には、不可抗力による収入の減少に関して、特定事業契約書(案)別紙5別添1第2条第1項(8)に則って協議することを排除するものではありません。 |
| 21  | 要求水準書 | 第1 6        | 修繕と更新の定義に関するご確認      | 21 |    | 電気計装設備に関する修繕、更新の定義についてご質問します。以下の2つのような場合これは修繕となるのでしょうか。それとも更新となるのでしょうか。①施設整備で納入した電磁流量計の変換器だけを維持管理期間中に取り替える。②施設整備で納入したVVVF盤内のVVVF装置だけを維持管理期間中に取り替える。                                                                                                                                                                                                                                                                         | ①②のいずれも「修繕」となります。                                                                                                      |
| 22  | 要求水準書 | 第2 8(2)     | 調整及び協力が必要な業務         | 30 | 20 | 県が行う業務に対し、事業者が行う調整及び協力を記載いただいておりますが、記載のほかに事業者の協力が必要と想定される事項がありましたらご教示願います。<br>例えば、中央省庁(国土交通省等)、貴県や日本水道協会等からの各種調査票等の対応を想定しており、調査票の内容や時期、回数をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                          | 例示いただいた業務が想定されますが、外部の組織からの依頼次第であり、具体的な内容、時期、回数は提示できません。                                                                |
| 23  | 要求水準書 | 第2 11(3)ア   | 広報活動の実施              | 33 | 32 | 「県が主催する広報活動等に関して、県から協力の要請を受けた場合、事業者はこれに協力すること。」と記載いただいておりますが、県の主催する広報活動等の内容、時期、回数をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 節水時の横断幕の掲示、小学生や一般の方を対象とした浄水場見学対応などがあります。<br>見学対応については、水道週間(6月1日～7日)中の一般開放の他、年数回を想定しています。                               |
| 24  | 要求水準書 | 第3 2(2)オ(ウ) | 運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画 | 50 | 27 | 「事業者は、県が毎年度末に行う水安全計画の修正に協力しなければならない。」と記載いただいておりますが、想定される修正の内容をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 主に水安全計画の中の水質データの時点修正等となります。<br>また、水安全計画の管理基準の逸脱事例の抽出作業も含みます。                                                           |
| 25  | 要求水準書 | 第3 2(2)チ    | 労働安全衛生               | 55 | 36 | 「事業者は、県が実施する浄水場リスクアセスメント等の実施に協力するものとする。」と記載いただいておりますが、県の実施する浄水場リスクアセスメントの内容、時期、回数をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 浄水場内における危険因子の特定や環境改善は適宜行うものであり、具体的に内容、時期、回数を提示できるものではありません。                                                            |

| No. | 資料名   | 該当箇所        |               |    |    | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------|-------------|---------------|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       | 項目番号        | 項目名           | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 26  | 要求水準書 | 第3 3(2)イ(ア) | 取水・送水管理       | 62 | 13 | 「事業者は、県が行う水源管理者である水資源機構への取水申込や事業全体に係る年間給水計画の作成等、取水・送水の実施に当たり、必要となる事務に協力すること。」と記載いただいておりますが、取水申込や事業全体に係る年間 給水計画の作成等の内容、時期、回数をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                | 給水計画の作成にあたっては、翌年度の各月水処理能力を11月頃までに報告していただく想定です。<br>県は給水計画に基づき水資源機構へ取水申込を行います、日毎の取水量変更が必要な際には申し出ていただく必要があります。<br>また、豊橋南部浄水場においては、工水の実績取水量を翌月報告する必要がありますので、実績値の提示を求めます。                                                                                                 |
| 27  | 要求水準書 | 第3 3(3)イ    | 既存施設の修繕について   | 63 | 1  | 守秘義務対象資料としてご開示いただいた「16.既存設備の更新予定」に関して、2034年度以降の更新計画がない状況とのこと第1回個別対話にて確認させていただきました。<br>現状、既存施設(特に豊橋南部浄水場)の修繕費に関しては、想定で積算せざるを得ない状況であり、過剰計上にもつながる可能性がございます。現在ご開示いただいている条件では、既存施設の修繕費の試算について、公平性が保たれない可能性が大きいため、既存施設(豊橋南部浄水場や他取水施設、豊橋浄水場排水施設等)の修繕業務に置きましては、「既存施設の更新」業務と同様に、再整備期間中に修繕計画案を策定し、運営期間中の修繕業務はサービス購入料での支払いとする(修繕を実施する前年度に、翌年度に実施する予定の修繕内容を県と協議し決定し、特定事業契約の変更契約を締結する)など、公平性を保つ方法もしくは入札価格に含めない方法をご検討いただけないでしょうか。 | 修繕業務等に関しては、民間事業者による運営により効率性を発揮できる根幹部分となりますので、支払いを利用料金と別にすることはありません。事業者の懸念点は理解しました。次回対話で協議します。                                                                                                                                                                        |
| 28  | 要求水準書 | 第3 3(6)     | 更新(既存施設)      | 66 |    | 既存施設の更新に関して、「事業者は、「第3. 3(5)更新(新施設)」ア〜ウに準じて既存施設の更新を計画」とありますが、設計業務に実施の義務はなく、協議の上実施するかどうか判断できるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ご理解のとおりです。<br>設計を実施しなくとも更新可能な施設も想定されるため、事業者に設計の実施義務はありません。なお、更新にあたって設計が必要な施設については、その実施について、事業者と協議をさせていただき想定です。                                                                                                                                                       |
| 29  | 要求水準書 | 第3 3(6)     | 更新(既存施設)      | 66 |    | 既存施設の更新については、その設計業務をSPCが自らの積算基準で見積り県に提出、県がSPCに発注を決定した場合はSPCが実施すること、施工業務についても同様にSPCが自らの基準で見積り、県がSPCに発注を決定した場合はSPCが実施すること、の理解で良いかご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 事業者が県に提出する価格については、事業者自らの基準に従って積算することで問題ございません。なお、県は公的な積算基準等に従って積算し、事業者と協議します。この協議の結果、価格等の詳細な条件について、県及び事業者の両者が合意した場合には、事業者が実施の義務を負います。                                                                                                                                |
| 30  | 要求水準書 | 第3 3(9)     | 薬品類・電力の県からの調達 | 68 |    | 電力および薬品の調達においては、「事業者が希望する場合には、事業者の費用負担をもって薬品類・電力の調達を県に委託することも可能とする」とのことですが、運営費用の算出に必要となるため、県から調達した場合の調達方法と電力・薬品単価について、ご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 県は、入札によって電力・薬品を調達するため、現時点での単価の提示はできません。<br>費用の算定については、自ら調達する場合の費用とすることや、県から調達するケースのコスト縮減効果の期待値を踏まえる等考慮して設定してください。<br>なお、県から電力・薬品を調達する場合には、調達の前年度に県から調達する意思をお示しいただき、調達条件、コスト等の詳細を協議により決定します。事業者側と県側で、調達に関わる委託契約を結ぶ場合は、入札により決定した単価から、県側の手数料を単価に反映するといったルールは一般的にございません。 |
| 31  | 要求水準書 | 第3 3(9)     | 薬品類・電力の県からの調達 | 68 |    | 電力および薬品の調達においては、「事業者が希望する場合には、事業者の費用負担をもって薬品類・電力の調達を県に委託することも可能とする」とのことですが、電力および薬品の調達を県に委託する場合、事業者側と県との委託契約においては、単年契約での委託が可能との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 事業期間中に実施する協議の結果にもよりますが、単年契約を前提とした協議も可能です。                                                                                                                                                                                                                            |
| 32  | 要求水準書 | 第5 1(4)     | 場外管路に関わる更新計画  | 88 | 1  | 導水管の修繕対応や更新に際して、導水管の断水を実施する場合、森岡第2導水管、三ツ口導水管、豊橋南部第1導水管のそれぞれは、断水して工事対応が可能ですでしょうか。なお、豊橋南部第2導水管は、豊橋南部第3導水管を使用することで断水可能という理解です。                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 事業開始後に詳細について協議します。                                                                                                                                                                                                                                                   |

| No. | 資料名   | 該当箇所    |         |    |    | 質問                                                                                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                  |
|-----|-------|---------|---------|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       | 項目番号    | 項目名     | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                     |
| 33  | 要求水準書 | 第5 1(4) | 更新計画案策定 | 88 | 2  | 更新計画案策定業務の中に、概算事業費の算出は含まれますか？                                                                                                                                                    | 更新計画案策定業務の中に概算事業費の算出は含まれますが、予算議論のために大枠を把握するに足る精度でよく、内訳の詳細を求める予定はありません。                                                                              |
| 34  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 東三河地城市町村からの業務受託について、「愛知県水道広域化推進プラン」における進捗状況をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                      | 水道料金関係事務や給排水設備指定業者登録事務といった業務の共同化が一部水道事業者において実施されています。                                                                                               |
| 35  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 「愛知県水道広域化推進プラン」において、県側では経営の一体化に向けた受け皿組織の検討をされていますが、本事業における運営権者（SPC）が東三河地城市町村からの業務受託を進めるにあたり、受け皿組織とどのような連携を想定されていますでしょうか。                                                         | 現時点で具体的にお示しできる段階にありません。                                                                                                                             |
| 36  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 「愛知県水道広域化推進プラン」に記載されている施設の共同化（統廃合）について、県水受水への切り替え、広域調整池等（直結配水）利用の想定はありますか。                                                                                                       | 現時点で具体的にお示しできるものはありません。                                                                                                                             |
| 37  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 「県又は東三河地城市町村が、自ら実施する水道事業等に関わる業務の受託について事業者に協議を求めた場合、事業者は協議に応じること。」と記載いただいておりますが、本事業の運営権者（SPC）が県又は東三河地城市町村における事業の入札に参加できるよう協議できるという認識でよいでしょうか。                                     | 記載のとおり、「県又は東三河市町村が、事業者に協議を求めた場合、事業者は協議に応じる義務」があります。県又は東三河市町村が、何か事業者とともに実施したい事項があった場合、協議に応じていただくという趣旨です。事業者の体制が整わないこと等が原因で、協議が整わなかった場合には、実施義務は負いません。 |
| 38  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 「県又は東三河地城市町村が、自ら実施する水道事業等に関わる業務の受託について事業者に協議を求めた場合、事業者は協議に応じること。」と記載いただいておりますが、水道事業「等」に、下水道事業は含まれるという認識でよいでしょうか。                                                                 | 含まれます。                                                                                                                                              |
| 39  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 「県又は東三河地城市町村が、自ら実施する水道事業等に関わる業務の受託について事業者に協議を求めた場合、事業者は協議に応じること。」と記載いただいておりますが、豊川流域下水道や豊橋市の公共下水道事業等との上下水道一本化も想定されますが、本事業の運営権者（SPC）に対し、県流域下水道の受託を打診する予定である等、県のお考えをご教示いただけますでしょうか。 | 現時点で具体的な想定はありません。                                                                                                                                   |
| 40  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 上下水道一本化の取り組みに関して、矢作川流域を中心とした西三河地域において、他地域に先行して検討されているかと思います。西三河地域における検討結果を東三河地域に展開されるご予定でしょうか。もしくは、東三河地域でも上下水道広域連携協議会等を設立し、取り組みをご検討予定でしょうか。                                      | 東三河などその他の地域においても、順次展開される見込みです。                                                                                                                      |
| 41  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 上下水道一本化の取り組みに関して、「矢作川流域上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」（以下、準備会）では、一本化の組織形態、広域化・共同化を行う事務事業、効果検証等を検討されているかと思います。準備会の内容について、一本化組織の方向性および効果検証を実施した施設の共同化、管理の一体化の具体案をご教示いただけますでしょうか。               | 現在検討中の内容であり、お示しできる段階にありません。                                                                                                                         |
| 42  | 要求水準書 | 第7 1(3) | 任意受託業務  | 94 | 27 | 上下水道一本化の取り組みに関して、「矢作川流域上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」の会議資料について、開示いただけますでしょうか。                                                                                                               | 現在検討中の内容であり、開示することはできません。                                                                                                                           |

| No. | 資料名         | 該当箇所       |                            |    |    | 質問                                                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                          |
|-----|-------------|------------|----------------------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |             | 項目番号       | 項目名                        | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                             |
| 43  | 要求水準書       | 第7 1(3)    | 任意受託業務                     | 94 | 27 | これまでの県の取り組みとして、上下水道一体での災害訓練など災害対策を実施したことがありましたら、取り組み状況や関連する資料を開示願います。                                                                                           | 実施した事例はありません。                                                                                                                                                               |
| 44  | 落札者決定基準     | ④-3        | カーボンニュートラルに関する事項           | 11 |    | 審査項目の採点基準として水素設備の必要コストに対して高い効果が得られる提案が示されているかと記載がありますが、効果はCO2の排出低減、水素社会の認知度向上、浄水場の維持管理・運営との親和性等が挙げられると思います。何を重視されますか。                                           | 落札者決定基準のとおりであり、個別具体的に重視している項目はありません。                                                                                                                                        |
| 45  | 落札者決定基準     | ④-3        | カーボンニュートラルに関する事項           | 11 |    | 審査項目の採点基準として水素設備の必要コストに対して高い効果が得られる提案が示されているかと記載がありますが、コストと効果に対する評価基準をご教示願います。                                                                                  | 落札者決定基準のとおりであり、個別具体的に重視している項目はありません。<br>また、定量的な項目のみを以て評価するものではありません。                                                                                                        |
| 46  | 様式集 (Word)  | 様式Q-1 イ    | 水素技術の活用<br>導入による効果         |    |    | 水素設備の導入効果についてはCO2の排出低減がありますが、低減量を計算する際の基準もしくは換算係数があればご教示ください。                                                                                                   | CO2に関する換算係数を開示する予定はありません。<br>様式Q-1における「導入による効果」については、必ずしも定量的にCO2排出削減量を記載いただく必要はありません。定性的な効果または定量的な水素使用量等を記載いただくことで差し支えありません。<br>水素設備の導入効果をCO2排出量に換算する場合には、事業者自ら係数を設定してください。 |
| 47  | 様式集 (Word)  | 様式Q-1 ウ(エ) | 活用可能性があると考える国庫補助事業等        | 75 | 9  | 水素事業の活用においては、今年度に公募された国庫補助事業が継続して公募され、その国庫補助事業が適用されたことを想定して、検討を進めてもよろしいでしょうか。                                                                                   | その想定で検討してください。                                                                                                                                                              |
| 48  | 様式集 (Word)  | 様式Q-1 オ    |                            |    |    | 「活用可能性があると考える国庫補助事業等」とありますが、仮に10年後での水素技術活用を想定した場合、現時点で存在する国庫補助事業は対象期間が当てはまらないと考えられます。その場合そもそも補助事業を記載するべきではないのか、それとも将来類似の補助事業が存在する前提で、現行補助事業を参考扱いで記載すべきかご教示願います。 | 現行の補助制度が継続する前提のもと記載してください。                                                                                                                                                  |
| 49  | 様式集 (Word)  | 様式Q-1 オ    | 水素技術の活用<br>水素技術の活用に関する将来展望 |    |    | 水素技術の活用に関する将来展望において、実用性があることの妥当性を判断する基準をご教示ください。                                                                                                                | 個別具体の提案に応じて判断するものであり、一定の基準はありません。                                                                                                                                           |
| 50  | 様式集 (Word)  | 様式14       | 入札書                        |    |    | 水素以外の水道施設に対する補助金は県が申請するものとして、補助金を含めた金額を県の負担額（サービス購入料A）とするという理解で宜しいでしょうか？                                                                                        | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                  |
| 51  | 様式集 (Excel) | 様式G-2-②    | 収支計画表 (全体)                 |    |    | 様式G-2-②収支計画表 (全体)に合算する範囲は何でしょうか？                                                                                                                                | 水素技術の活用に係る費用を除き、水道事業、工業用水道事業、任意事業が対象です。                                                                                                                                     |
| 52  | 様式集 (Excel) | 様式G-2-⑥    | 契約水量 (工水)                  | -  | -  | 変動料金単価について、Excel様式では、円単位未満は切り捨てて計算してくださいとありますが、様式集WORD【様式14】入札書では、0.1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とあります。変動料金単価は、小数を含む提案はできると理解しておりますがよろしいでしょうか？ (例2.5円など)         | ご理解のとおりです。必要に応じて資料を修正します。                                                                                                                                                   |
| 53  | 様式集 (Excel) | 様式Q-2      | 収支計画表                      |    |    | 事業者が水素設備導入のために補助金を用いた場合、収支計画表上に営業外収入として計上することを想定しています。国庫補助事業等は申請者や支払い先が貴県であっても、事業者としての営業外収入となる認識でよろしいでしょうか。                                                     | 国庫補助事業の対象が事業者となる場合については、営業外収入として計上し、補助対象が県となる場合には県負担額（水素技術活用に係る費用）として営業収益に含めてください。                                                                                          |

| No. | 資料名        | 該当箇所      |         |   |    | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                   |
|-----|------------|-----------|---------|---|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |            | 項目番号      | 項目名     | 頁 | 行  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                      |
| 54  | 様式集(Excel) | 様式Q-2     | 収支計画    |   |    | 貴県にご負担いただく費用は収支計画表の営業費用に「〇〇費(貴県負担分)」と明記するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 県の負担がわかるように明記頂ければ問題ありません。                                                                                                                                                            |
| 55  | 様式集(Excel) | 様式Q-2     | 収支計画表   |   |    | 資源エネルギー庁によるエネルギー基本計画では、水素単価を2030年に30円/Nm <sup>3</sup> (CIF価格)、2050年に20円/Nm <sup>3</sup> 以下という目標があります。実際そのような価格になるかについては、予測できないものと理解しますが、大幅な価格差が発生した場合、県としての価格差支援等を実施する、また本事業に関しては先進的な取組として位置付けていることから優先的な支援があるものと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                           | 水素に係る費用負担は事業費(利用料金)とは別に県が負担する想定であり、詳細は合意書にて決定します。事業提案書における水素に関する収支計画表に記載する水素単価は事業者側でご提案ください。<br>なお、水素技術については技術発展の状況も踏まえて、提案内容をベースとしながら、その内容、実施時期及び県負担額については事業者と適宜協議しながら合意書を締結する想定です。 |
| 56  | 様式集(Excel) | 様式Q-2     | 収支計画    |   |    | 主要な水素設備が事業期間中に法定耐用年数を迎える場合、大規模な更新費用を計上すべきでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 一度導入した水素設備の更新については、将来における県の水素施策にも応じて判断すべき側面もあるため、導入した水素設備の大規模な更新は、当初の提案内容には含めないでください。                                                                                                |
| 57  | 特定事業契約書(案) | 第3条1項     | 特定事業契約等 | 1 | 23 | 事業提案書も特定事業契約の一部を構成しますが、選定及び事業開始後に判明又は発生した事情等により、事業提案書とおりには達成できない事項があったとしても、直ちに特定事業契約に反することとはならないという理解で良いでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 事業提案書の内容について事業者は実施義務を負うことが大前提であり、そのうえで、個別具体の事情に鑑みつつ、特定事業契約書(案)第37条や第62条に定める契約不適合責任等、関連する特定事業契約の規定に従って判断します。なお、想定しうる個別具体的な状況が契約違反にあたるのかは、モニタリングのプロセスで協議していくことは可能です。                   |
| 58  | 特定事業契約書(案) | 第9条       | 契約の保証   | 3 | 20 | 履行保証保険の加入については、毎年確実に手続きを実施することを前提として、1年更新での加入をお認めいただけますようお願いいたします。<br>民間保険会社に見積相談を行った結果、契約引受審査部門の判断によりリスクの観点から、最長5年分までの保険料試算しか対応できないとの回答を得ました。<br>さらに、保険契約期間が長期化するほど保険料が大幅に上昇する傾向にあり、例えば1年更新で10年間加入し続ける場合と、保険期間5年を2回に分けて付保する場合を比較すると、後者の保険料見積額が約5倍近く、数千万円単位で高額になるとの見積結果となりました。<br>また、保証会社に確認したところ、保証会社が履行保証を引き受ける際には前払い保証とセットで提供する必要がある規定がある一方、本件は前払い金の対象ではないため履行保証の適用ができないとの回答を受けました。加えて、保証期間についても最長で5年とされており、この点は民間保険会社の対応と同様の制約があると回答を得ております。<br>以上の理由に基づき、1年更新での履行保証保険加入を適切かつ合理的な選択肢としてご理解いただければ幸いです。 | 事業者の懸念点は理解しました。次回対話で協議します。                                                                                                                                                           |
| 59  | 特定事業契約書(案) | 第9条第1項第5号 | 契約の保証   | 3 | 29 | 履行保証保険について、入札説明書一式に関する質問回答No.565で「履行保証保険等については、一括で用意」との回答をいただいておりますが、当グループにおいても複数の大手保険会社等にヒアリングしたところ、10年を超える期間の一括付保は引き受けできないとの回答でした。<br>また、10年間を一括で付保できた場合であっても、その保険料は相当な高額となることで、業務費を圧迫する見込みです。<br>つきましては、以下の2点をご検討いただけませんか。<br>①単年度または数年単位の更新を可能とする<br>②違約金の計算について、サービス購入料Aのうち引き渡しを受けた部分については違約金計算対象から控除する。(これにより、保険金の圧縮が可能となり、保険料の低減につながります。)                                                                                                                                                          | ①については、回答を保留します。<br>第3回の対話までに回答します。<br>②については、原案のとおりとします。<br><br>※本件の結論は第3回のNo.38を参照。                                                                                                |

| No. | 資料名        | 該当箇所        |                        |    |    | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|------------|-------------|------------------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |            | 項目番号        | 項目名                    | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 60  | 特定事業契約書(案) | 第37条第4項、第5項 | 設計等                    | 13 | 28 | 契約不適合責任について、「入札説明書等県が落札者に開示した資料及び本契約締結前に落札者又は事業者が知り得た情報から合理的に予測することができないもの」に限るとされていますが、県が事業開始前までに施設の不備等法令等又は要求水準を満たさない契約不適合を発見した場合は、情報開示することによって事業開始後の事業者には修繕を求めるのではなく、本事業開始日までに県にて解消いただけるという理解でいいでしょうか。                                                                                                                                                  | 情報開示の有無を問わず、再整備期間中の既存施設(再整備対象)の修繕は、特定事業契約書(案)第6条第1項に定める県の実施業務です。また、県は契約不適合の存在を知っている場合、恣意的に事業者への情報開示を遅らせることはしません。                                                                                                                                                                                                  |
| 61  | 特定事業契約書(案) | 第60条第4項     | 工事の契約不適合責任             | 24 | 2  | 特定事業契約書(案)第60条第4項又は第5項の期間経過後に工事目的物の契約不適合が判明した場合、県は同項に定義する請求等を行うことはできませんが、事業者は要求水準に従って施設の機能を維持する義務を負うものとされています。<br>豊橋浄水場運転管理業務及び運営業務の要求水準では、事業者は適切な修繕を行って新施設の機能を維持する他、要求水準書「第3. 1(3)イ各施設の要求水準」を遵守して更新工事の設計を行うこととされています。いずれも新施設整備時の設計図書を基準に施設の機能等を判断すると、事業者が計画で見込んでいない追加費用が生じるおそれがあるため、かかる場合には、契約不適合が判明した時点の新施設の状況に応じて修繕・更新の内容又は費用の負担について協議に応じていただけますでしょうか。 | 豊橋浄水場運営業務においては、事業者自らの責任及び費用負担によって、要求水準を充足するために必要な新施設の修繕・更新を行ってください。<br>事業期間中に行おうとする修繕・更新に関して、想定しうる個別具体的な状況が要求水準違反にあたるのかモニタリングのプロセスで協議していくことは可能です。                                                                                                                                                                 |
| 62  | 特定事業契約書(案) | 第62条        | 対象施設の契約不適合責任等          | 25 | 14 | 「1件につき100万円を超えた場合に限り、県に対し、～追加費用及び損害の負担を請求することができる。」とありますが、1件あたり100万円を超えないとはいえ、その件数が10件を超えるなど多数発生した場合に、事業者の経営に影響を及ぼしかねないことから、そのような状況となった場合にはその費用の一部について県にてご負担いただくことを検討いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                         | 原案のとおりとします。<br>また、契約不適合による追加費用又は損害をどの範囲で1件として取り扱うかは、個別事情に応じて合理的に判断する想定です。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 63  | 特定事業契約書(案) | 第62条第7項、第8項 | 対象施設の契約不適合等            | 26 | 7  | 県の故意若しくは重過失により事業者に提供又は開示した情報等の齟齬、欠缺等が生じた場合、又は、事業者の提案の前提となる情報の齟齬、欠缺等によって事業者の提案内容に著しい悪影響を及ぼす場合には、特定事業契約書(案)第62条第7項及び第8項にかかわらず、これによって事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担について協議に応じていただけますでしょうか。                                                                                                                                                                     | 県の故意若しくは重過失により事業者に提供又は開示した情報等の齟齬、欠缺等が生じた場合であって、事業者の提案の前提となる情報の齟齬、欠缺等によって事業者の提案内容に著しい悪影響を及ぼす場合には、特定事業契約書(案)第62条第7項及び第8項にかかわらず、これによって事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担について協議に応じる想定です。                                                                                                                                   |
| 64  | 特定事業契約書(案) | 第78条        | 県による運営権設定対象施設の更新及び追加投資 | 33 | 13 | 県の判断による運営権設定対象施設の更新又は追加投資にかかる工事についての契約は、公共工事標準請負契約約款に準じる内容で締結され、契約不適合責任の内容が請負業者に特に有利な内容となることはなく、契約締結前には、事業者意見に述べる機会を設けていただけたとの理解でよろしいでしょうか。第80条第2項において県と事業者が合意に至らずに県が第三者に発注する場合も同様です。                                                                                                                                                                     | 県による運営権設定対象施設の更新及び追加投資を行う場合は、愛知県公共工事請負契約約款等に準じる内容で契約を締結する考えであり、契約不適合責任の内容を請負業者に特に有利なものとする考えはありません。また、特定事業契約書(案)第78条第2項に従い、事業者への事前通知及び協議を行います。<br>第80条の新施設以外の運営権設定対象施設の更新においても、県が第三者に工事を発注する場合、愛知県公共工事請負契約約款等に準じる内容で契約を締結する考えであり、契約不適合責任の内容を請負業者に特に有利なものとする考えはありません。また、特定事業契約書(案)第78条第2項に準じて、事業者への事前通知及び協議を行う想定です。 |

| No. | 資料名        | 該当箇所     |                 |    |    | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 回答                                                                                                              |
|-----|------------|----------|-----------------|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |            | 項目番号     | 項目名             | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                 |
| 65  | 特定事業契約書(案) | 第88条第3項  | 利用料金の収受等        | 37 | 30 | 特定事業契約第88条に従うと事業者は運営開始当初の約3ヶ月間の現金収入がなく、本事業の規模になると2.5億円程度の運転資金が必要となります。<br>運営開始初期の事業者の資金負担を軽減いただくよう、運営開始初期の入金フローについて引き続きご検討をお願いいたします。                                                                                                                                                               | 事業者の懸念点は理解しました。次回対話で協議します。                                                                                      |
| 66  | 特定事業契約書(案) | 第96条4項   | 責任及び損害等の分担原則    | 43 | 18 | 「法令等に従って県が実施義務を負う事業の実施に関して県の故意又は重大な過失に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担する」とされていますが、県の軽過失により事業者に追加費用又は損害が生じた場合において、国家賠償法に基づく請求を除外するものではないとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                      | ご理解のとおりです。                                                                                                      |
| 67  | 特定事業契約書(案) | 第101条第2項 | 不可抗力            | 45 | 29 | 入札説明書一式に関する質問回答No.783の質問「県の指示による事業者の対応に要した費用についても、第102条第1項の追加費用及び損害に含まれると考えてよろしいでしょうか。」及びNo.784の質問「事業者が貴県のご指示に従って行った対応に係る費用は、貴県にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。」のどちらに対しても「第101条第3項但書の損害最小化義務を履行している限りにおいて、ご理解のとおりです。」との回答をいただいておりますが、前者回答は別紙13に従い1%を超える額は県負担、後者回答は100%県負担となりますが、どちらが正しい回答になりますでしょうか。 | No.784の質問に対する「ご理解のとおりです。」を補足すると、「ご理解のとおり、事業者が県の指示への対応に要した費用は、第102条第1項の追加費用及び損害として、別紙13の定めに従って負担します。」という回答になります。 |
| 68  | 特定事業契約書(案) | 第106条    | 運営期間中一水量又は水質の変動 | 47 | 28 | 恒常的でない水質悪化の事例及び対処方法について入札説明書に関する回答No.807でお答えいただいておりますが、当該回答で記載いただいているような薬品・消耗品又は機器運転での対応では水量及び水質に関して十分な水道供給が困難であり、追加の設備投資を行わなければ継続的な水道供給が困難であると客観的かつ合理的に認められる場合には、第106条第1項第1号に基づき県による費用負担をお願いできるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                    | 特定事業契約書(案)第106条第1項第1号に記載のとおりと考えますが、同号に基づく設備投資の必要性の判断は合理的に行います。                                                  |
| 69  | 特定事業契約書(案) | 第106条    | リスク費の予算計上について   | 47 |    | 特定事業契約書(案) 第106条「運営期間中一水量又は水質の変動」では、運営権設定対象施設において処理する原水の水量又は水質の変動に起因する追加費用負担は、恒常的な悪化または法令改正・不可抗力に起因する以外のものは事業者負担となっております。<br>上記より、運営期間中においては、各事業者にてリスク費の計上が必要と思われますが、本事業における予算形成時において、上記のようなリスク費をどのような形で算出しているのかご教示いただきたくお願い申し上げます。                                                                | 利用料金の上限の算出方法の詳細についてお示しすることはありません。                                                                               |

| No. | 資料名        | 該当箇所      |                        |    |    | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 回答                                                                                             |
|-----|------------|-----------|------------------------|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |            | 項目番号      | 項目名                    | 頁  | 行  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                |
| 70  | 特定事業契約書(案) | 第106条     | リスク費の予算計上について          | 47 | 6  | <p>特定事業契約書(案) 第106条「運営期間中一水量又は水質の変動」では、運営権設定対象施設において処理する原水の水量又は水質の変動に起因する追加費用負担は、恒常的な悪化または法令改正・不可抗力に起因する以外のものは事業者負担となっておりますが、一時的な原水水質の悪化(臭気の発生等)により対策費用が高額に及ぶ場合がございます。</p> <p>豊橋南部浄水場では、令和6年10月～12月の3か月間にかけて活性炭の使用量が前年度の4倍近くになっており、薬品管理表の値から、令和5年10月～12月ではdry炭使用金額の合計値が約9,137千円だったのに対し、令和6年10月～12月のdry炭使用金額の合計値は約41,526千円と30,000千円以上の費用増加が確認できております。本事業の運営期間中において、このような事象が発生することを想定すると、事業者としては、活性炭使用量に関して、通常時よりも多くの費用を見込む必要があり、場合によっては過剰計上につながる懸念がございます。以上より、原水臭気が高まった場合における対策費・追加費用などに関しては、一時的な事象においても、協議により、県の補償が受けられる制度を設けていただけないでしょうか。</p> <p>宮城県上地下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)では、一時的な水質・水量の変化であっても、対応に係る経費等が経営に与える影響が大きい場合には、協議により県の補償等が受けられる制度を設けられた事例がございます。</p> | 事業者の懸念点は理解しました。次回対話で協議します。                                                                     |
| 71  | 特定事業契約書(案) | 第106条第2項  | 原水の水量又は水質変動            | 48 | 3  | <p>入札説明書一式に関する質問回答No.811に「湯水は不可抗力に該当することはない想定」とのことですが、特定事業契約書(案)別紙1(143)に「豪雨、暴風その他の異常気象であって対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの」と規定されており、程度によっては該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ご指摘の質問回答No.811はあくまでも想定であり、個別具体の事象に即して判断します。                                                    |
| 72  | 特定事業契約書(案) | 別紙5       | 契約書関連文書に記載の無い事項・事象について | 13 | 13 | <p>協議会運営ガイドライン(案)第8条では、契約書関連文書に含まれていないこと等が協議会における協議の対象となる旨が定められています。第1回個別対話の共通議事録No.33やNo.41の回答を踏まえると、契約書類で明確に否定されていない事項(金利上昇、20%に満たない需要変動などに関する県のリスク負担)については、状況に応じて協議の対象となり、リスクの見直しがされる可能性があると考えてよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                     |
| 73  | 特定事業契約書(案) | 別紙12 2(1) | 法令改正による追加費用及び損害の負担     | 1  | 13 | <p>「追加費用及び損害」につき「県の負担とする」とは、特定法令改正に起因して変動料金の基礎となる実績送水量又は契約水量が減少したことによる逸失利益の補填も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 事業報酬は固定料金の構成項目としているため、逸失利益の補填は含まれません。<br>実績送水量又は契約水量の減少によって費用が賄えなくなるリスクを踏まえ、固定料金、変動料金をご提案ください。 |
| 74  | 特定事業契約書(案) | 別紙13 2(1) | 運転・維持管理業務              | 1  | 14 | <p>入札説明書一式に関する質問回答No.920 不可抗力に起因して必要となった新施設以外の施設に関する修繕費用が、当該年度におけるサービス購入料B、C及びDの1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については県の負担とされる追加費用及び損害に含まれておらず、当該修繕については、(軽微なものも含め)貴県にて実施されるかとの質問に対し、「軽微な修繕は事業者が実施し、その余りの修繕は県が実施」とありますが、事業者が実施する軽微な修繕は、上記追加費用及び損害に含まれ、1%を超える額は県負担との理解でよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ご指摘の軽微な修繕が不可抗力に起因して発生したものであれば、そのための合理的な費用は不可抗力による追加費用及び損害に含まれます。                               |

| No. | 資料名            | 該当箇所           |                    |   |    | 質問                                                                                                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                 |
|-----|----------------|----------------|--------------------|---|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                | 項目番号           | 項目名                | 頁 | 行  |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                    |
| 75  | 特定事業契約書<br>(案) | 別紙13 2(1)      | 運転・維持管理業務          | 1 | 14 | 「不可抗力の事由1件ごとに」とありますが、同一の不可抗力事象によって複数の追加費用又は損害(修繕と残存物撤去など)が発生する場合は、これらをすべて合計した金額で当該年度におけるサービス購入料B、C及びDの1%相当額を超えるかどうかを判断するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                         | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                         |
| 76  | 特定事業契約書<br>(案) | 別紙13           | 不可抗力による追加費用及び損害の負担 | 1 | 22 | 「再整備期間中の不可抗力に起因して、県に引き渡された新施設の復旧(修繕を超える更新等が必要となった場合に限る。)が必要となった場合、当該復旧は県の責任と費用負担により行う。」とありますことから、この場合においては別紙13・2(1)の規定にかかわらず、その復旧費用は全額県にご負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                         |
| 77  | 特定事業契約書<br>(案) | 別紙13           | 不可抗力による追加費用及び損害の負担 | 2 | 3  | 「不可抗力に起因して運営業務(ただし、サービス購入料の対象となる業務を除く。)及び運営期間中の統括運営業務に発生した追加費用及び損害は、事業者が当該追加費用及び損害の発生を最小化するための合理的な努力を尽くしていると県が認められる場合には、県の負担とする。」とありますが、これは県の主観的による判断ではなく、社会通念と照らし合わせて客観的な判断によるものという理解でよろしいでしょうか。               | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                         |
| 78  | 特定事業契約書<br>(案) | 別紙13 3(2)      | 不可抗力による追加費用及び損害の負担 | 2 | 4  | 「追加費用及び損害」には、不可抗力に起因して変動料金の基礎となる実績送水量又は契約水量が減少したことによる逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | 事業報酬は固定料金の構成項目としているため、逸失利益の補填は含まれません。<br>実績総水量又は契約水量の減少によって費用が賄えなくなるリスクを踏まえ、固定料金、変動料金をご提案ください。                                                                                     |
| 79  | 特定事業契約書<br>(案) | 別紙13 3(2)      | 不可抗力による追加費用及び損害の負担 | 2 | 5  | 不可抗力に起因する災害、事故等の発生時には、事業者の故意又は重過失等により損害を拡大させたといった特段の事情がない限り、「事業者が当該追加費用及び損害の発生を最小化するための合理的な努力を尽くしている」と認められるものと考えて良いでしょうか。災害、事故等の発生時には豊橋浄水場再整備等事業BCPに従って対応することが求められており、具体的な対応の判断にあたっては経済合理性が優先されるものではないと理解しています。 | 要求水準に従って対応することを前提に、そのための追加費用及び損害の発生を最小化するための合理的な努力を求める趣旨であり、追加費用及び損害の発生を最小化するために要求水準に従った対応を行わないことを求める趣旨ではありません。                                                                    |
| 80  | 関連資料集          | 既存施設更新に伴う事務フロー | 既存施設更新に伴う事務フロー     | 1 |    | 当該資料における「④県積算資料の提供」につきまして、事業者は積算に必要な資料として仕様書、内訳書、図面などを県に提供するとされております。積算に必要な資料の作成に当たり、一定の設計作業が生じることも想定されますが、そのような場合は④にかかる設計作業に関して、県から設計業務を別途発注いただけるという理解でよいでしょうか。                                                | ご理解のとおりです。<br>更新にあたって設計が必要な既存施設については、設計の実施に関して、事業者と協議をさせていただく想定です。<br>設計の費用等の条件について協議し、県及び事業者の両者が合意した場合には、事業者が実施の義務を負います。<br>なお、設計を実施しなくとも更新可能な既存施設も想定されるため、設計に関する協議の実施は必須ではありません。 |
| 81  | 関連資料集          | 既存施設更新に伴う事務フロー | 既存施設更新に伴う事務フロー     | 1 |    | 当該資料における「④県積算資料の提供」につきまして、事業者は積算に必要な資料として仕様書、内訳書、図面などを県に提供するとされております。積算に必要な資料の作成に当たり、一定の設計作業が生じることも想定されますが、フロー④に関する設計費用は、県側から事業者へサービス購入料E～Gとしてお支払いいただけるという理解でよいでしょうか。                                           | ご理解のとおりです。<br>更新にあたって設計が必要な既存施設については、設計の実施に関して、事業者と協議をさせていただく想定です。<br>設計の費用等の条件について協議し、県及び事業者の両者が合意した場合には、事業者が実施の義務を負います。<br>なお、設計を実施しなくとも更新可能な既存施設も想定されるため、設計に関する協議の実施は必須ではありません。 |
| 82  | 関連資料集          | 既存設備の更新予定      | 既存設備の更新予定          |   |    | 森岡取水場の取水ポンプの更新がR10～12で計画されていますが、これに関連する森岡取水場内の監視制御設備や受変電設備、動力設備等の更新も同時期に実施するのでしょうか。同時期でない場合、実施予定時期をご教示お願いいたします。                                                                                                 | 監視制御設備、受変電設備、動力設備等の更新は予定していません。<br>再整備期間中に予定が変わり、これらの設備の更新を行う場合は県にて実施します。                                                                                                          |

| No. | 資料名   | 該当箇所         |                |    |   | 質問                                                                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                           |
|-----|-------|--------------|----------------|----|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       | 項目番号         | 項目名            | 頁  | 行 |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                              |
| 83  | 関連資料集 | 既存設備の更新予定    | 既存設備の更新予定      |    |   | 森岡取水場の取水ポンプの更新がR10～12で計画されていますが、取水ポンプ更新に伴う監視制御システムの機能増設が生じる場合は取水ポンプの工事に含まれると考えますが、よろしいでしょうか。                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                                   |
| 84  | 関連資料集 | 既存設備の更新予定    | 既存設備の更新予定      |    |   | 森岡取水場の取水ポンプの更新がR10～12で計画されていますが、本工事で取水を一時的に停止することはお考えででしょうか。                                                                                                                    | 詳細は未検討ですが、取水の停止は想定しておりません。                                                                                                                   |
| 85  | 関連資料集 | 既存設備の更新予定    | 既存設備の更新予定      |    |   | 仮に本工事で取水を一時的に取水を停止する場合、何時間位の停止時間を見込んでおりますでしょうか。                                                                                                                                 | 現時点での想定はありません。                                                                                                                               |
| 86  | 参考資料集 | 関連する契約 No.12 | 森岡取水場(工水)の使用料金 | 2  |   | 「森岡取水場(工水)の電力の費用負担は県が行う」とありますが、使用料金だけではなく基本料金(森岡工水のアロケーション部分)についても、県で負担していただけたらと考えてよろしいでしょうか。また、森岡工水を使用していない場合でも、森岡工水の基本料金は発生していますが、そちらについても工水の所掌分なので、県で負担いただけたらと理解してよろしいでしょうか。 | 基本料金、使用料金の別によらず森岡工水の使用量に応じてお支払いする想定です。<br>つまり、森岡工水を使用した際は、基本料金を含めて使用料金をお支払いいたしますが、森岡工水を使用しなかった場合は、基本料金もお支払いしません。<br><br>※本件の結論は第3回のNo.50を参照。 |
| 87  | 参考資料集 | 関連する契約 No.12 | 森岡取水場(工水)の使用料金 | 2  |   | 「森岡取水場(工水)の電力の費用負担は県が行う」とありますが、森岡工水を使用していない場合でも、森岡工水の基本料金は発生していますが、そちらについても工水の所掌分なので、県で負担いただけたらと理解してよろしいでしょうか。                                                                  | 基本料金、使用料金の別によらず森岡工水の使用量に応じてお支払いする想定です。<br><br>※本件の結論は第3回のNo.50を参照。                                                                           |
| 88  | 関連資料集 | 財務調査に関する報告書  | 財務調査に関する報告書    | 13 |   | 現行の東三河水道事務所における職員体制について、本資料を参照とのことで回答いただきました。<br>各機能、サブプロセスに該当している担当部署(各事務所〇〇課)の記載に関し、それぞれ東三河水道事務所では担当する職員数をご教示願います。                                                            | 開示予定はありません。                                                                                                                                  |
| 89  | 参考資料集 | 財務調査に関する報告書  | 対象事業の損益(資産)    | 37 |   | 原水及び浄水費は、人件費や森岡取水場の動力費を除き、インフォメーションパッケージの予算執行状況表と同様の内容と理解してよろしいでしょうか。                                                                                                           | ご理解のとおりです。<br>ただし、委託料のうち、運転管理業務委託料は含んでおりません。                                                                                                 |
| 90  | 参考資料集 | 財務調査に関する報告書  | 対象事業の損益(資産)    | 37 |   | インフォメーションパッケージの予算執行状況の委託料と合わせて、本資料p37(本事業対象領域のPL)の委託料には施設運転管理業務委託の費用は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。本資料p26より、全体事業の原水及び浄水費には施設運転管理業務委託の費用を含んでいることを確認しています。                                | ご理解のとおりです。<br>現在公表している委託費の中には、今回の業務範囲外の内容も含まれているため、後日委託費の内訳(本事業対象範囲の有無を含む)を事業者に公表する予定です。                                                     |
| 91  | 参考資料集 | 財務調査に関する報告書  | 対象事業の損益(資産)    | 37 |   | 本資料p37(本事業対象領域のPL)には、p25の燃料費、光熱水費、通信運搬費が含まれていませんが、これら費目の業務内容は本事業に含まれていないと理解してよろしいでしょうか。それともp37(本事業対象領域のPL)には含めていないが別途資料(通信契約概要)で推察される業務の内容が、追加で含まれるという認識でしょうか。                  | 燃料費、光熱水費、通信運搬費は本業務に含みます。<br>なお、財務調査に関する報告書P37には浄水場としての執行がないもの、または、金額の小さいものをその他として計上し、記載していません。<br>なお、本事業対象の浄水場において、燃料費と光熱費は動力費として計上しております。   |
| 92  | 参考資料集 | 財務調査に関する報告書  | 財務調査に関する報告書    | 37 |   | 財務調査に関する報告書では、2023年度において、動力に関するm3単価が5円程度上昇しております。動力費の高騰は、上限額内で提案可能かどうかに関与する事項と認識しています。つきましては、次の資料について開示をお願い致します。<br>①利用料金上限額の設定内訳が分かる資料 ②貴県が想定するSPCの想定収支計画 ③VFM算出の根拠            | 開示予定はありません。                                                                                                                                  |

| No. | 資料名                       | 該当箇所        |             |    |   | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                   |
|-----|---------------------------|-------------|-------------|----|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                           | 項目番号        | 項目名         | 頁  | 行 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                      |
| 93  | 参考資料集                     | 財務調査に関する報告書 | 対象事業の損益(資産) | 72 | 0 | 工水の原水及び浄水費(本事業対象領域のPL)に、豊橋浄水場の項目が記載されていますが、当該項目に紐づく予算執行表があるということでしょうか。また、豊橋浄水場の支出の中で工水に該当する費目が存在するのでしょうか。                                                                                                                                                                                                 | 森岡取水場の管理を豊橋浄水場にて行っていることから工水支出があります。(県が行う予算執行機関上の都合で豊橋浄水場工水として整理しているものです)豊橋浄水場の工水の予算執行状況表を後日開示する予定です。 |
| 94  | 入札説明書一式に関する質問回答(2025/2/7) | 回答5         |             | 2  | 5 | 回答No.2の「水素技術活用に係る設備について、県に維持管理費用の負担を求める場合、当該費用は様式Q-2に記載し、利用料金ではなく水素技術活用に係る費用としてください。」という回答に基づき、国庫補助事業の適用以外に事業者が自己負担をしない場合は、貴県にイニシャルコスト及びランニングコスト等の全てを請求できるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                | ご理解のとおりです。詳細については特定事業契約締結後に締結する合意書によります。                                                             |
| 95  | 入札説明書一式に関する質問回答(2025/2/7) | 回答8         |             | 2  |   | 回答No.8の「水素技術活用に係る設備について、県に維持管理費用の負担を求める場合、当該費用は様式Q-2に記載し、利用料金ではなく水素技術活用に係る費用としてください。」という回答に基づき、水素設備に関する維持管理費用はサービス購入料や利用料金とは異なる「水素技術活用に係る費用」として、別途扱われるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                     | ご理解のとおりです。                                                                                           |
| 96  | 入札説明書一式に関する質問回答(2025/2/7) | 回答8         |             | 2  |   | 回答No.8の「水素技術活用に係る設備について、県に維持管理費用の負担を求める場合、当該費用は様式Q-2に記載し、利用料金ではなく水素技術活用に係る費用としてください。」という回答に関連し、現時点で想定できる維持管理費用(点検・メンテナンス・交換部品費・運転調整費など)について積算をしております。しかしながら、水素技術活用に係る設備については、汎用性のある設備ではなく、途上中の技術でもあるため、利用中に想定外の故障やトラブルが発生する可能性があると考えております。運用開始後に発生する想定外の追加費用につきましては、貴県にご請求させていただくことが可能であるという認識でよろしいでしょうか。 | 利用期間中の想定外の故障やトラブルが技術的な課題によるものであれば、原則として事業者の負担としますが、詳細なリスク分担については、具体的なご提案の内容によって協議して定める想定です。          |
| 97  | 入札説明書一式に関する質問回答(2025/2/7) | 回答62        |             | 10 |   | 回答No.62の「県が(水素技術活用のために導入した設備の)費用を負担する場合であって、設備を主に特定事業に利用する場合は県が所有し運営権設定対象施設とする想定です。」という回答に基づき、水素技術活用のために導入した設備の所有権は貴県に属するということでしょうか。                                                                                                                                                                      | 事業者の提案によりますが、水素技術活用に係る費用を原資とした調達品は基本的に県の所有となると考えています。                                                |
| 98  | 入札説明書一式に関する質問回答(2025/2/7) | 回答562       |             | 88 |   | 回答No. 562の「水素技術活用に係る費用の支払い時期は、当該設備を設置後を想定しています。」という回答いただいておりますが、「水素技術活用に係る費用」は再整備期間と運営期間で区別せずに、イニシャルコストとランニングコストを年度単位で出来高精算していただけるという認識でよろしいでしょうか。なお、水素技術活用に係る設備は、再整備期間と運営期間を通じて変わらぬ運用を行う予定です。                                                                                                            | イニシャルコスト、ランニングコストのうち、県に負担を求める額については、年度単位で精算する想定です。                                                   |
| 99  | 入札説明書一式に関する質問回答(2025/2/7) | 回答559       |             | 88 |   | 回答No.559にて「導入する技術や規模、費用負担、所有権等に関して合意する必要があると想定しています。」とあります。例えば、10年後に導入を想定している水素技術活用に関する設備が、今後の技術革新で仕様が変更になったり、価格が上下することが予想されます。たとえば9年後に「導入する技術や規模、費用負担」を協議して、互いに合意して進めるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                    | 例えば、9年後に初めて水素技術を導入する提案内容であれば、実施前に技術革新を踏まえた内容で合意書を作成する想定となります。                                        |

| No. | 資料名                       | 該当箇所           |                     |          |   | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------|----------------|---------------------|----------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                           | 項目番号           | 項目名                 | 頁        | 行 |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                          |
| 100 | 入札説明書一式に関する質問回答(2025/2/7) | 回答471<br>回答492 |                     | 75<br>78 |   | 質問回答No.471にて「入札書に記載する「水素技術活用に係る費用」(＝貴県に求める負担額)に国庫補助事業等は含めない」と回答されていますが、質問回答No.492にて「含める」と回答されております。どちらが正しいのでしょうか。                                                                                                                                                             | 想定される国庫補助には公共を対象とした補助事業と、民間企業を対象とした補助事業があり、471における国庫補助は民間企業を対象とした国庫補助を除くとしたもの、492については、公共を対象とした国庫補助を含むものとして回答したものです。<br>県の所有となる水素設備については、公共を対象とする補助事業の活用を想定し、水素技術の活用に係る費用に含めて提案するものとします。 |
| 101 | 入札説明書一式に関する質問回答(2025/2/7) | 回答505、514      |                     |          |   | 様式Q-2「収支計画表(水素技術の活用)」において、No.505の「(水素技術活用による営業収益とは)浄水場内で創出した水素を売却し、事業者が収益を得る場合等を想定しております。」という回答とNO.514の「(水素技術の活用に関する収支計画表に営業収益の記載がありますが、収益が発生しない場合(敷地内の利用のみの場合)は費用のみを記載すればよろしいでしょうか。)ご理解のとおりです。」という回答に基づくと、水素を特定事業で利用すると営業収益はゼロとなりますが、水素利用に伴う費用対効果を金額換算して営業収益に計上してもよろしいでしょうか。 | 様式Q-2「収支計画表(水素技術の活用)」の営業収益には、水素を売却する際の収入や県からの収入を記載して頂く想定であり、水素利用に伴う費用対効果は様式Q-1に記載頂く想定です。                                                                                                 |
| 102 |                           |                |                     |          |   | 水道用水供給事業のために使用されるものではない任意事業を提案する場合、土地の使用は目的外になろうかと思われます。<br>こうした場合においても土地の使用については、原則無償とする想定でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                        | 任意事業の条件として、本事業の価値を高め、相乗効果が期待できることを求めています。<br>土地の使用は、本事業(水素事業も含めた豊橋浄水場再整備等事業)の事業価値を高めることが可能であれば無償とする想定です。無償の判断については任意事業計画書の承認、合意時に判断します。                                                  |
| 103 |                           |                | 豊橋南部浄水場活性炭使用量増加について |          |   | 豊橋南部浄水場において、令和6年10月～12月にかけて、ドライ活性炭の使用量が著しく増加しており、R5年の10月～12月の使用量と比較し、4倍近く増加しております。活性炭の注入率を増加させなければならなかった要因をご教示下さい。                                                                                                                                                            | 令和6年度は、9/24から1/8まで(107日間)万場調整池におけるカビ臭発生に伴い活性炭注入(max40ppmを33日間)を行ったため、dry炭使用金額が増大しています。                                                                                                   |
| 104 |                           |                |                     |          |   | 法定点検業務など守秘義務対象資料(関連する契約など)に記載されている企業に見積を取得しても良いのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                        | 事業者の責における範囲の取組みと考えますので、県で是非を判断することではありません。県が委託している企業が、協力企業になることも可能性としてはあり、そのような状況の中で見積の有無を否定するものではありません。                                                                                 |